

第44回鴨川府民会議

- 1 日 時 平成31年3月18日（月）午後1時30分から午後3時58分まで
- 2 場 所 御所西京都平安ホテル1F 平安の間
- 3 出席者

- ・公募、有識者メンバー

金田章裕(座長)、川崎雅史(副座長)、新川達郎(副座長)、久保明彦、小林明音、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、田端俊三、土居好江、戸田圭一、中村桂子、二條雅荘、野崎隆史、藤井小十郎、柁木良子、丸尾正子、宮下勲、宮元亜紀、森井一彦

(敬称略、座長・副座長除く五十音順)

- ・行政メンバー

京都市：杉田英雄（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

京都府：仲久保忠伴（京都府京都土木事務所）

- ・事務局（京都府）

河川課、都市計画課、京都土木事務所、各関係職員

- ・一般傍聴：1名

- ・報道機関：1社

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

皆さん、ご苦労さまです。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第44回鴨川府民会議を開催いたします。

本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます京都府河川課の青山でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

なお、本日は、稲垣知沙様、齋藤朱未様、島田文義様、諏訪亜紀様、西山直美様、吉川舞様が欠席でございます。また、新川副座長様、小林明音様は所用でおくれてこられると伺っております。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

京都市河川整備課長の杉田英雄様でございます。

○杉田（京都府建設局土木管理部河川整備課長）

いつもお世話になっております。よろしく申し上げます。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、京都府京都土木事務所長の仲久保忠伴でございます。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

よろしく願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

また、京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長の日野貴之様にも出席いただいております。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

日野です。よろしく申し上げます。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか、関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として、次第、それから出席者名簿と配席図が両面コピーになったもの、それとあと、右肩に番号を振っておりますが、資料1、資料2、資料3、資料4－1と

4-2、間に資料が入ったりしていますけど4-1と4-2、それから、A4の横になりますが、資料5を用意しております。

また、メンバーの方から配付依頼のありました資料を最後につけております。

あと、回収資料といたしまして、鴨川条例セットをお配りしておりますが、回収資料につきましては、会議終了後、そのまま机の上に置いていただきますように、よろしくお願いいたします。

不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構ですので、不足等ございましたら事務局にお申し付けいただきますようお願いいたします。

それでは、金田座長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

早速でございますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

ようやくきょうは春らしくなってきました。そう思ったら、すぐまた寒くなるので、あまり信用は置けないんですけども、大変いい日和ですが、窓のない室内で恐縮ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は議事がその他を入れて5件となっておりますが、実は2番目と3番目を入れかえてお願いしたいと思っております。関連の説明のための事務のところの方のご都合がありますので、入れかえさせていただくということを最初をお願いしておきます。

それでは、議事の1番目です。鴨川河川敷における喫煙・たばこのポイ捨て対策についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、すいません、座って失礼いたします。

右肩に資料1と書いた資料をお願いいたします。

鴨川河川敷における喫煙とかたばこのポイ捨てについてでございます。本日は、先ほども紹介させていただきましたが、京都市から路上喫煙の関係でくらし安全推進課の日野係長に来ていただいております。また、たばこのポイ捨てに関しては、まち美化推進課の多和田担当課長に出席をお願いしておりましたが、所用が入りまして出席できなくなったということですので、私のほうで説明させていただきます。

資料の1ページになるんですけども、京都市さんで路上喫煙等禁止条例と美化推進条例の2つの条例を持っておられますが、最初に私のほうから簡単に概要を説明させていただきます。

まず、①の路上喫煙の関係でございます。路上というのは鴨川も入っているのですが、その表のところにあります、禁止区域といたしましては、市内全域で路上喫煙、歩きたばこはしてはいけないということになっています。ただし、重点区域といたしますか、そこで吸うと1,000円の過料が取られる過料徴収区域には鴨川は入っていないという状況です。

一方、②のたばこのポイ捨てでございます。たばこのポイ捨てだけでなく、ごみのポイ捨てについても、市内全域で禁止されております。ただし、これも重点区域の美化推進強化区域については、そこに記載しておりますとおり、鴨川については賀茂大橋、今出川通のところですけども、ところから五条大橋のところの鴨川区間、あるいは河川敷のところになりまして、ここでポイ捨てをすると3万円以下の罰金ということになっております。

先に、今日京都市さんが欠席ですので、②のたばこのポイ捨てからでございます。

京都市のまち美化推進課のほうに話を聞いてまいりましたので、私のほうでかわりに説明させていただきますが、美化推進強化区域、今説明いたしましたけども、賀茂大橋、今出川通のところからというのを、もう少し北に延ばしてもらえませんかという意見が府民会議のメンバーの方にもあるということなんですけども、この意見についてどう思われますかと京都市の方に聞きましたところ、次のような回答でした。

条例制定当時というのは大分以前に、昭和の時代になるんですけども、ごみの量を詳細に調査した結果、特に強化区域として指定が必要な区域を指定したということで、区域の変更にも同様の調査をした上で審議会の意見を聞く必要があると。

あと、京都土木が毎日、河川敷の清掃をしております。賀茂大橋より北でごみの散乱が問題になっている状況もないということ、また、強化区域以外でも市民はごみの散乱防止等に努めることとされていると。以上のことから、北に延ばすことは現在考えておりませんということでした。

それから、啓発については、その資料の一番後ろ、6ページでございます。6ページに写真をつけておりますが、三条大橋の近辺などに、3カ国語になるんですかね、外国語表記も交えて、こういう看板を、表示をしておりますということでした。これがたば

このポイ捨てについてでございます。

次に、路上喫煙の関係でございます。今申し上げましたとおり、京都市域全域で路上喫煙が禁止されておりますが、1,000円の過料徴収区域には鴨川は入っていないということで、これについても府民会議のメンバーの方から、鴨川も1,000円の過料徴収区域に入れてほしいという意見があるということをおっしゃっております。この条例については、京都市の日野係長から説明をお願いいたします。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

京都市のくらし安全推進課路上喫煙対策係長の日野と申します。よろしくお願ひします。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の2ページに京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例をつけさせていただいているんですけども、条文に沿ってご説明いたしますが、まず、これは平成19年6月1日に制定されました。目的が第1条に書いているんですけども、これは「路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする」ということになっておりまして、私ども文化市民局のくらし安全推進課が所管するということになっております。

路上喫煙というのは、そうしたら何かというのが第2条の定義のところを書いておるんですけど、まず1つ、路上喫煙等というのが第1項、「道路等」、道路というのは、また次の下に出てくるんですけども、「道路等において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持すること」をいいます。ただし、自動車の中では除かれるということになります。これは自転車であったり、バイクの場合はこれに該当します。

たばこを吸うことと火のついたたばこを所持することですので、歩いていてもそうですし、立ちどまっても、座っていても該当するということになります。

次に、「道路等」というのが何かということですが、「道路、公園、その他の公共の場所」でございます。括弧内に「室内及びそれに準じる環境にあるものを除く」と書いてありますので、屋外のいわゆる公共の場所ということになりまして、「その他の」という中に河川というのも入っているというところでございます。

ちょっと1項に戻るんですけども、「道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く」とありますので、例えば公共の場所であっても、いわゆる喫煙場所として、私ども市のほうで設置しているものも幾つかござい

ますけれども、そこについては除かれるという形になっております。

続きまして、ちょっと飛びまして第4条なんですけども、「市民等及び事業者の責務」というところで、「市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない」となっております。こう書いているんですが、努力義務ということになるんですけれども、いわゆる罰則がないという意味合いで、こういう形で書かせていただいておりますので、市内全域路上喫煙の罰則がない箇所もありますが禁止ですよとご理解いただきたいと思っております。

次に、第5条のところなんですけども、これは「路上喫煙等禁止区域の指定」というところで、市長は、特に必要と認める区域につきまして「路上喫煙等禁止区域として指定することができる」となっておりまして、第6条に、この区域においては誰も路上喫煙してはいけない、第11条で、違反した場合は2,000円以下の過料に処するとなっております。

この11条の2,000円以下なんですけども、別途施行規則で1,000円となっております。

この路上喫煙等禁止区域なんですけども、市内全域禁止といいながら禁止区域という言い方がわかりにくいので、最近の方は過料徴収区域という形で呼ばせていただいております。

具体的にどこになるかといいますと、次のページ、我々の広報用の啓発チラシを挟んでいただいているんですけど、その裏側に過料徴収区域の地図を掲載させていただいております。

まず1つが市内中心部、こちらは大きくいいますと御池通、烏丸通、河原町通、四条通に囲まれた各道路上ということになります。

それから、その下が京都駅地域ですね。京都駅の周辺の赤で塗り潰したところの道路ということになります。

あと、清水・祇園地域が左にございまして、こちらは観光の名所がございます清水坂等の周辺の区域で、赤で塗っているところの道路については過料徴収区域ですよということになっています。

ということになっておりまして、当初、平成20年に市内中心部の、もともと主要な10路線だけを過料徴収区域としていたんですけども、これが平成22年に今の形、囲まれた田の字のエリアに拡大しまして、平成24年に京都駅地域と清水・祇園地域が追加されたという形になっています。それ以降は、追加等は今のところしておりません。

以上、条例のご説明でございますけども、せっかくですので、本市の主な取り組みに

ついて若干ご紹介させていただきますと、やはりまず周知啓発活動ですね。市内全域路上喫煙禁止ですよということを広く広報している活動として、こういうチラシであったりとか、ティッシュ等といった啓発グッズをまちの通り等でお配りしたりという街頭啓発、看板であったり路面標示、照明柱などへのステッカーの張り付などの掲出、それから観光雑誌やフリーペーパー等の広告の掲載などを行っております。

2つ目が、先ほども申しました、過料徴収区域での過料徴収、こちらもピーク時に比べると8割以上減少になってきております。

あと、喫煙場所の設置、先ほどの地図の中に喫煙場所として紫でたばこのマークをつけているところが喫煙場所なんですけども、本市としては、基本的には喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせる環境を整備するために市内18カ所に喫煙場所を設置するという取り組みを行っております。

以上、条例のご説明と本市の取り組みでございます。よろしく申し上げます。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

座長、追加でよろしいですか。

○金田座長

はい。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

今、条例を説明していただきましたけども、京都府といたしましては、京都市さんの条例がこういう形であるということで、条例の周知啓発に努めていこうということを考えておまして、4月6日と7日に鴨川茶店がありますけども、鴨川茶店でも、例年の、河川課でブースを設置していますが、そのブースに、鴨川河川敷でもたばこを吸ったらだめですよということで京都市さんのポスターを張らせていただいたりとか、あと、そういう啓発活動をしようと考えております。

以上でございます。

○金田座長

ただいま京都市の2つの条例のご説明と、京都府の方は、その啓発活動をご予定である、あるいは、これから一層進めていかれるというご予定もお聞きしたところでございます。

それから、この京都市の条例の美化推進強化区域とか過料の徴収区域を拡大することは、当面は考えていないということのようでしたが、何かご質問やご意見ござい

ませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

僕はたばこを吸わないし、いいことなんですけど、うちの周りでもたばこを吸う人がたくさんいて、やっぱりたばこを吸っている人は火を消したら、またすぐいらいらして吸いたくなると。この状況を見ている中で、市内中心部の喫煙場所というのが、この広いエリアで3カ所しかない。これを見ていると、実際、僕は河原町もよく通ることがあるんですけど、いまだにたばこを手を持って歩いている人がたくさんいるんですけど、もうちょっとこの喫煙所を増やすということはできないんでしょうかね。そのほうが、そういうくわえたばこみたいな人を減らすのには効果的かなと思うんですけど、設置場所は増設予定はないですか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

喫煙場所の増設ということでございますけれども、そういうお声はいろんなところからいただいている一方で、喫煙場所の近くは非常に煙が多いというご意見も多々あるというところで、今、この7月に健康増進法の改正がありまして、こちらは基本、屋内の受動喫煙の規制が強くなっていくという形になっております。

私どもの路上喫煙対策の立場からいいますと、屋内で厳しくなったので、そういう状況で、たばこのマナーが向上するという期待もある一方で、逆に屋内で吸えなくなったものだから、外に出て吸われる方が増えるという懸念もあります。

こういう形で、喫煙をめぐる環境というのが非常に今、目まぐるしく変わっている状況でございます。喫煙場所というのを今後どういう方向で増やしていくのか、それとも現状の維持でしばらく様子を見るのか、あるいは何かまた違うやり方があるのかというのを見定めながら、今後のあり方については、受動喫煙の対策部署とも協議しながら検討していくという考えでございます。

もしかしたら、おっしゃるように、喫煙場所の需要というのがすごく増えてくる可能性もございますし、そういう場合につきましては、それなりの対応で考えていく必要があるかなと考えております。

○川崎

ただいまご説明いただいた中で、平成22年の田の字地区へ拡大された、これは御池通からスタートして、田の字地区まで拡大されたというところなんですけれども、そこからまた、今後もうすぐ10年がたつわけです。その間、観光地区の部分、東山の風致のところと田の字地区のところなんですけれども、こういうところが拡大されたんですけれども、さらにインバウンドも進んできていて、特に田の字地区のところを全面的に拡大されたために、喫煙場所が川の方に、この図でいうと右側のところに皆さんが行って、逆に集中するようになってきた傾向があるんじゃないかと私たちは危惧をしています。

実際、美しくする会とか、そういうところで、ここを歩いて、ボランティアの行為の中で拾う中で、たばこの部分がやっぱり非常に多いというのも1つの現象だと思っております。この10年間のインバウンドの影響と、田の字地区は道路を中心にしてやられたんですけれども、そのひずみが川の方に来ているんじゃないかという現象があるという、その2つの要因でもって川の方にも、むしろ少し抑制をしていただく必要があるのではないかと。田の字地区の延長として、川まで拡大していただければいいのではないかなというのが府民会議の意見だったと思うんです。

以上でございます。

○金田座長

事務局、何かございますか。はい、どうぞ。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

今のお話なんですけれども、過料徴収区域での過料処分というのはかなり検証はしてきているんですけれども、その分、過料徴収区域の認知がされたという一方で、よく知っている方は、そこから一步外れたところでたばこを吸うという現象も、やはりそれは否定できないのかなと思っております。

そういう地区は、周辺部分ではやはりあるのかもしれないんですけれども、拡大という形になりますと、拡大すると、またその外側に同じような現象が起きてくるということで、際限なくなってくるという部分もちょっとございます。

今の状況ではございますけれども、過料徴収の区域の中を、路上喫煙等監視指導員というのがおまして、9名なんですけど、毎日巡回して発見したら処分するという形をとっております。現在その区域を拡大すると、体制の問題もありまして、区域として定めている以上は、条例の効果の担保というのをとれる形の体制づくりも必要というのが1

つございます。

過料徴収区域以外の対策につきましては、私どもの方も大事やと考えておまして、今のところ、なかなか過料徴収区域の拡大というところまでは考えにくい部分はございますけれども、一方で、先ほどおっしゃった街頭啓発であったりとか、いわゆる掲出物、表示物を増設したりという取り組みは来年度以降、健康増進法の絡みもございまして、充実させていきたいと。まずはマナー向上を求めるところからやっっていこうと考えております。

○金田座長

いかがでしょうか、ほかに。はい、どうぞ。

○田端

1つ思うのは、河川敷に、例えばたばこの吸い殻が捨ててあったとして、雨が降ったら流れて、下流に流れていくんですね。だから、一瞬あっても、雨が降れば、きれいになっているので、たばこの吸い殻がないように見えるんですけども、実際、下流域に行ったら、やっぱりそれは多いとは僕は思っています。

実際、合流地域とかでも清掃をしていると、そういうのが結構流れ着いているのが見えるので、できるだけ範囲をもし、そういう意味では広げていけることがあれば、何か努力していただければなと思いますので、お願いしたいと思います、京都市さん。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

多数ご意見いただいておりますので、そういうご意見、持ち帰りをさせていただきます。

○金田座長

どうぞ、次。

○宮下

私は鴨川を美しくする会を中心にして清掃活動を年に何回かやったんですけども、きょうのたばこの問題について感じることを申し上げたいことと確認したいんですけども。

大体、私たちのグループが歩くのは河川敷よりも鴨川の東側の一般道、上へ上がったところ、あの辺を中心はずっと清掃活動をやる人が多いんですけども、あの通りは非常にたばこが多いんです。特に四条ぐらいから三条、御池、このあたりの一般道路のところは非常にたばこの吸い殻が落っているし、特に交差点、四条交差点、三条、御池、

この地下鉄から上がったところの辺、ここが特に吸い殻が散乱している。

それから、道路に入ったらあかんのですけれども、特に溝、溝ぶたのところたくさんたばこがわっと集まってあると。こういったところを拾い集めています。

それから、河川の中でいいますと、特に気がついたのは、北山橋付近のベンチ、しかもそれは格子状のベンチがありますね、木の。これは非常に鴨川を愛するにはいい場所なんです。ですから一服をしてという人が多いのですけれども、その辺、そういうベンチの下に落ちているのが多いことと。

それと、よく見ると、格子状の中にごみが突っ込んであるんです。たばこの吸い殻とか、それから普通のパンとか飲み物、食べ物のごみとか、そんなんをぐーっと突っ込んでありまして、それを火箸で引っ張り出してきれいにするというようなことが清掃活動をして難儀しているところだと思います。

それから、清掃活動とは関係ないのですけれども、京都府立病院の出たところ、鴨川に続く道があります。これの出たところで集中して、多分病院の関係の人とか患者さんとか、そんないろいろな人が、病院では禁煙なので一服を吸いにたくさん出てこられて、時によったら煙臭くて近寄れないという状況、これは清掃活動とは関係ないのですけども、そんな経験もしておりまして、困ったなと思っております、何とか鴨川で禁煙ができないものかという思いを持っていたんですけども。

きょう、お話を聞いて確認したいんですが、私は、そういう意味では、たばこは一般道とか、鴨川の河川では吸ってもいいものだというぐあいに思っていたんです。特にきょうの過料金ですか、これが課せられている地域というのは知っておりまして、ここは吸ってはだめだという考え方でして、あとは別にいいんだという思いでいましたけれども、きょう、お聞きしましたら、市内全域で喫煙というのは禁じられているという解釈でいいわけでしょうかね。

○金田座長

どうぞ、お願いします。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

今のご質問ですけど、ご質問のほうですけど、市内全域、屋外の公共の場所については禁止とご理解いただいて結構でございます。

先ほども感じる場所とおっしゃっていた部分の一般道でのポイ捨て等につきましてですが、過料徴収区域外も含めてなんのですけれども、路上で喫煙することを控えていた

だきましたら、おのずと、まずはポイ捨てというのも減るのかなというのが1つございます。ですので、路上喫煙対策をより一層努めていくとともに、こちらのポイ捨てに関しましては、環境政策局の条例もございますので、環境政策局と連携をとりながら、よりよい対策というのを考えていきたいと思っております。

鴨川に関しましても、京都府さんのほうも私どもの条例に従ってとおっしゃっていただいておりますので、京都府さんとも今後、連携を密にしながら取り組みを進めていきたいと考えております。

今いただいたご意見で、やはり過料徴収区域外についての認識というのが、まだ浸透されていないというのが逆によくわかりましたので、今後、来年度以降、より一層、周知啓発の強化に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○宮下

ありがとうございます。そうしたら、私を含めて認識がまだまだ行き届いていないことだと思うので、さらに強化をすることがまず第一歩だなというぐあいに思います。どうもありがとうございました。

○金田座長

どうぞ、先ほど手を挙げられた方。

○丸尾

私、京都以外からいらっしゃる方を案内して、いろんな京都市内の名所なんかをご一緒することがあるんですけども、取り締まりをしていらっしゃる方と一度もお会いしたことがないんです。ほんとうにそれは現実、1日に何人か何十人かの方をちゃんと取り締まりをしていらっしゃるのかどうか。

それと、最近、リュックを背負って、お年の方がたくさん健康のために歩いていらっしゃいますので、もっともっとそういう方の、シルバーボランティアの方とかの参加を呼びかけられて、何か親しみやすい、取り締まりというんじゃなくて、健康のためにたばこをやめましょうというような、もうちょっとやわらかい、京都らしいはんなりした取り締まりのマークとか服装とかを工夫されて、いい雰囲気ですらういう方を取り締まっていたら、またほかの方も見直されると思いますし。

現実、私は上賀茂橋の近くに住んでおりますけど、やはりたばこの吸い殻がものすごく気になることがあります。1つ変わったなと思うのは、バス停の停留所のポールのと

ころに、「たばことかごみとかを捨てないで」「ご近所の迷惑にならないように」というのが、そういうものを張っていただいているからは、バス停の周りにはほんとうにたばこの吸い殻がなくなりましたし、とてもよく、そういうものがきいているなどと思います。

何か取り締まってはるというのが実感としてないので、うちの家の前にもたばこの吸い殻はよく落ちておりますし、鴨川を歩いていても、今、宮下さんがおっしゃったようなことは私もほんとうによく感じていることなので、もっと人数を増やしていただけたらなどと思いますが、いかがでしょうか。

○金田座長

いかがでしょう。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

先ほどのご質問なんですけれども、取り締まりをされているところを見たことがないというお話なんですけれども、路上喫煙等監視指導員につきましては、過料徴収区域内を毎日巡回しています。そういう中で、同じように、お電話で見たことがないというご意見も結構いただくんですけれども、大体1日、1コマ、2コマという言い方をするんですけど、1コマ1時間半程度で1人当たり3コマやるというのが1日のスケジュールで、基本的に1人じゃなくて原則2人1組で巡回していると。そのコマ数で巡回数というのを出した場合、平成29年度なんかは2,714回巡回しているという計算になっております。

巡回しているんですけれども、やはり範囲が広いですので、なかなか見られない方は見られないのかなというところがございます、その部分については、すいません、巡回はしておりますので、ご理解いただけたらというところがございます。

あと、人数につきましては、その辺は今後の対応も含めて、課題として承りたいと思います。

あと、健康のための市民の方とかと一緒にした取り組み的なもののご意見いただいているところなんですけれども、非常に京都市の担当箇所がややこしくて申しわけないんですけれども、まず路上喫煙対策の担当は私ども文化市民局でやっております。これは生活安全の観点から行っているんですけれども、先ほどからいただいているポイ捨てに関しては、まちの美化という観点から環境政策局になっております。

それから、健康という観点で、いわゆる受動喫煙の対策となりますと、保健福祉局の健康長寿企画課というところがやっております、先日の2月15日の市民しんぶん区版の中に折り込み記事で、受動喫煙防止の啓発などを記事で入れさせていただいております。

す。健康のためということですので、今いただいたご意見を保健福祉局のほうにもお伝えさせていただいて、多分同じようなことは考えておるのかなとは思いますが、ご意見はお伝えさせていただきます。

ちなみに、こういう形で担当もばらけてはいるんですけども、私ども市会のほうにも連携して取り組むようにというご意見もいただいております、特に健康増進法の改正がされてから、保健福祉局と環境政策局も今まで以上に連携しながら多角的に取り組んでいくと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○丸尾

取り締まっていらっしゃる方は普通の私服で歩いてはるのでしょうか。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

いや、制服で歩いております。制服で歩いているので、見かけたら、すぐ消して逃げるんやというご意見もいただいたことは以前はあるんですけども、私どもは過料処分をすることを別に目的としているわけではなくて、いわゆる制服を着て歩いているということも基本的には高効果と考えておりますので、制服を着て、背中に禁煙のマーク、先ほどのチラシに描いているマークをつけて巡回しているというところでございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

先ほどからいろいろと喫煙に対してのいろんな話も出ておるんですけども、基本的に、これは取り締まりだけが重点やなしに、啓発的なもので、自らが健康のためとか、そして環境美化維持ということもあって、ちょうど今年度からは当会のほうも、先ほど事務局から話したように、鴨川茶店等、また納涼とか、そして各美化活動についても積極的に啓発活動をしていきたいと思えます。

と同時に、それは単なる催しの時だけになりますので、今、鴨川条例の啓発看板がいろいろとあります。その支柱を利用して、「鴨川も禁止ですよ」という看板を設置されたらどうかなと思っております。新たにまた支柱を立てるなりすると、予算面とか、看板が増え過ぎるとか、そういう問題があるので、今現在の条例の啓発看板があります。その支柱を利用してノースモーキングということを啓発されたらどうかと思えます。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

ありがとうございます。今の鴨川での啓発ということでございますけれども、私ども

は健康も美化も含めての路上喫煙対策というのが必要やと考えておりました、今、鴨川のほうで既に既存の看板があって、そのスペース等を利用したらとご提案をせっかくいただきましたので、京都府のご担当様と調整の上、我々は広報啓発のための予算は一定ございますので、例えば看板の空きスペースにステッカー的なものをつくって張りつけるという形をとらせていただいたりとか、また、新たに鴨川向けの文言を追加したものをつくったりというものを考えていきたいと思っておりますので、京都府さんのほうもご協力をいただきながら、やらせていただいたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○土居

私のオフィスが烏丸通の仏光寺にございまして、地下鉄の6番出口とか、エレベーターの出口が朝、観光客で混み合っただ変なんですけれども、この路上喫煙の条例がつけられましたのが平成19年になっております。急激なインバウンドの増加、特に京都市内の観光客の増加等を考えますと、もっと対応を細かく詳細にお決めになったほうがいいのではないかと思うんです。

特に五条大橋までがポイ捨て禁止であるならば、この罰金区域を五条通まで下げるとか、そういったご計画等はないんでしょうか。私の知っております会社では9階に喫煙所があるんですが、喫煙して降りるときはエレベーターを使ってはならない、階段で降りるよというすごく細かい規定をつくって規制しているビルもございまして。急激な環境変化に対するご対応をお願いできればと思ひます。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

たばこのポイ捨ての美化推進強化区域とあわせてということなんですけれども、今までそういう発想は正直なかったところございまして。路上喫煙の取り組みとポイ捨ての取り組みが若干食い違っているところもあるのかもしれない。できるだけいろんなところが連携していきたいと思ひますが、区域ということになりますと、いろんな問題が多々ありますので、なかなか難しいかなとは思ひますけれども。

先ほども申し上げたんですけれども、禁止区域の拡大が平成24年以降は行われていないんですけれども、ちょっと難しいとは言っているんですけれども、未来永劫もう拡大しませんというわけでは全然ございませぬので、ご意見はまた持ち帰りをさせていただきたいと考えておひます。

繰り返しになりますけれども、いろんな部署と連携した取り組みと、あと、観光客の

増加に関しましては、こちらと同じように、私どもは文化市民局なんですけれども、また別の産業観光局というところに観光MICE推進室という観光の部局もございます。こちらの部局につきましては、路上喫煙以外の観光客の対策、例えば写真をとる構わず撮ったりとか、車道にもかかわらず、広がって歩いたりという、いわゆる観光の弊害対策というのをやっている部署がございます。そういうところとも連携しながら、きめ細やかな対応をしていけたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。たくさんいろんなご意見をいただいておりますので、予定の時間が来ているんですが、どうしてもお話しになりたいという方、手短かにお願いします。

○宮下

資料の6番目に看板がありますね。これで「ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てはやめましょう」と書いてあるんですけども、これ、私、読んだときに、吸い殻のポイ捨てやから、そこで吸うてもいいんやという解釈にしていたんですけども、ポイ捨てというのは、とにかくそこで吸って、それをちゃんと自分で始末をして持って帰るといった場合はいいようにとれるんですけども、そうじゃないですね？ 要するにたばこを吸ったらあかんのですね？

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

そうですね。路上喫煙の対策部署ですけども、いつも大体ポイ捨てとワンセットで苦情が寄せられます。私どもも啓発するときに、ポイ捨てまで書くべきなのかどうかというのを悩んだりするときは、やはりおっしゃるように、ポイ捨てと書いてしまうと、吸っても、ポイ捨てしなければいいやという誤解になってしまうので、この辺については観光政策局とまた協議して、今後どういう表現が適切なのか考えていきたいと思っております。

○宮下

そうですね。禁止地区やとか、そういうのでばっといってもいいんじゃないかなと思うんですけどね。別に罰則はするしないは別にしても、ちょっとこの言葉を検討してもらったらどうかかなというのがあります。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。禁止の区域、禁止過料にかかわる見回りのやり方、それから

啓発の方法など、いろんなご意見をいただいておりますので、なかなかこれは難しい話で、すぐうまくいくとは思いませんけれども、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

そういたしましたら、恐縮ですが、私の役割はタイムキーピングもあるんですが、次に行かせていただきたいと思います。

先ほどお願いしておりましたように、3番目を次にご議論いただきたいと思います。鴨川河川敷における自転車の高速走行等についてでございます。

まず、事務局から説明をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

日野係長、ありがとうございました。

○日野（京都市くらし安全推進課路上喫煙対策係長）

所用がありますので、失礼いたします。

○金田座長

ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料3をお願いいたします。

本日は京都府の知事部局で自動車や自転車の交通安全について所管をしております安心・安全まちづくり推進課から小野交通安全対策担当課長に出席いただいております。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

小野と申します。よろしく願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

最初に私のほうから資料に基づきまして説明させていただきまして、後ほど、小野課長に補足等ありましたら、説明をお願いするという流れで進めさせていただきます。

まず、口頭で申しわけありませんが、鴨川、高野川で自転車の事故がどういう実態になっているのかというのを口頭で説明させていただきます。

平成29年4月から30年11月まで、1年8カ月の間なんですけども、京都土木事務所の方から警察に電話で聞き取り調査をいたしました。少し内容がわかっているものとしたしましては、五条大橋の下流の左岸において幼児が飛び出しをして、成人の運転する自転車と接触したというものがあります。その他、詳細は不明ですが、上京区内で5件、北区内で1件、合計7件の事故が1年8カ月の間にあったと聞いております。

また、これも口頭ですいません、29年度中に苦情とか要望がどんなのがあったのかと

というのが2件ございまして、1件は京都土木事務所に電話があったということで、京川橋の下流の左岸、南のほうの京川橋のところですけども、河川敷を高校生が2列で並走して危ないとか、一方通行にできないかという電話がありました。

またあと、府庁の河川課、私どもの方に郵便はがきをいただいております、毎日、鴨川の左岸を今出川から五条まで3人で散歩をされているそうですが、自転車が真横をすごいスピードで疾走するので、命の危険を感じるという投書というか、はがきがありまして、自転車走行禁止の措置を早急にとるべきじゃないかという意見をいただいております。

それでは、資料ですけど、資料3の1ページ、最初のページをお願いします。

まず、他の河川で自転車の関係、高速走行とかについて、どういう取り組みをされているかということで調べました。関東の荒川下流河川敷の方で平成26年3月から新・荒川下流河川敷利用ルールというものを運用されております。これはその概要を周知するためのチラシです。

利用ルールというのは12項目からなっております、禁止行為とか、危険・迷惑行為、マナーの3つに分類されています。

マナーというのは、他の人から強制されるものではなくて、他の人への心遣いや譲り合いの心から生ずるものであり、他の人に配慮することにより、事故が回避できるものと一番下のところには書いています。

めくっていただきまして2ページですけども、禁止行為としては、上の方にありますけど、バツということで法律で禁止されている行為、ごみや不法投棄とか、そのようなものが掲載されています。

その横の危険・迷惑行為につきましては、バーベキューとか騒音、花火とかが該当します。

それから、マナーとしましては、そこに三角で下線を引いてはありますが、自転車は徐行し、歩行者を優先しましょうとあります。その他、3項目ありまして、2番目には河川敷道路には自転車や荷物などを置かないようにしましょうとかいうのもございまして、自転車の徐行とかがマナーに位置づけられているというところですよ。

実はこれは改正前のルールでは、自転車は20キロ以下で走りましょうというルールだったんですけども、20キロというのはあまりにも速過ぎるだろうということで、新しいルールでは徐行となっております。徐行というのが何だというのは、実は道交法にも

徐行の定義が書いていないんですけども、警察庁の国会答弁では時速四、五キロ、人が歩くぐらいの速さですけど、そういう答弁がされております。

その下の部分にも、自転車の事故の怖さについて裁判例などを引用して訴えていまして、一番下の例では、小学生が走行中に62歳の女性とぶつかって、その方が意識が戻らない状態となったということで、1億円に近い賠償が判決で出ております。

次に、隣の3ページ、法令がどうなっているかについてでございます。

まず、道路交通法で自転車に関する規制がどうなっているかということがそこに一覧表になっていますが、自転車でも酒酔い運転をしたら5年以下の懲役または100万円以下の罰金があったりとか、あと、制動装置不良ということで、ブレーキがきかないとか、ブレーキがないというような自転車については5万円以下の罰金であったりとかします。また、傘差し運転をしても罰金があったりとか、これは例外がございまして、あまり人通りがないところだったらいいとかいうようなこともあるんですけど、あと、二人乗りとか無灯火、二人乗りも例外がございまして、人がいっぱいのところではしたらいけませんということとか、あと、イヤホンとかヘッドホンとかの使用ということについても罰金があるという状況です。

ちょっと法律的なことを申し上げますと、鴨川の河川敷は一見すると道路ではないというふうに見えますけども、例えば鴨川の河川敷をお酒に酔った人が自転車に乗って、人をはねて、その方が亡くなられたというような場合、どうなるかということでございます。鴨川の河川敷が道路に当たるかどうかということになるんですけども、道路というのは3種類あるそうで、道路法に定める道路というのと、自転車道とか、そういうものとか、あと、3つ目に「一般交通の用に供するその他の場所」という区分けがあります。

裁判例では、現に不特定多数の人ないし車両などが自由に通行できる場合は、私有地や河原、広場であっても道路交通法上の道路になり得るとされています。学校の校庭が道路交通法上の道路に認定された裁判例もございます。

京都府警察本部にも確認しましたところ、先ほどの鴨川の河川敷でお酒に酔った人が自転車に乗って、人をはねて死なせたような場合ですけども、道交法上の道路かどうかは、これは「一般交通の用に供するその他の場所」の話ですけども、事故などがあって、その都度判断しているということで、例えば鴨川を自転車が現に走っている状況があるということなら、道路交通法の適用となる場合も考えられますということでした。

次に、めくっていただきまして5ページをお願いします。

京都府では鴨川条例ができたころ、平成19年10月に京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例というのをつくってございまして、5ページの一番下に第3条というのがあります。読み上げますと、「自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに」、次のページにまたがりまして、「次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない」ということで、1号から6号まで記載してございまして。

1号では、「交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること」とか、あと、2号では携帯電話とかをして運転してはだめですよとか、ずっとありまして、6号「前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと」というのがございまして。これにつきましては、努力義務規定ということで罰則はございません。

なお、この自転車の安全利用条例ですけれども、京都府内においては全域が対象となりますので、つまり除外規定、どこどこは除外するということは書いていませんので、鴨川河川敷においても自転車の安全な利用に努める必要があるということでございまして。

京都府といたしましては、自転車の安全利用の条例を所管する安心・安全まちづくり推進課や京都府警察本部とも連携をいたしまして、啓発に努めていきたいと考えてございまして、資料の13ページをお願いします。

これは記者発表資料です。早速あさって、3月20日水曜日の午前8時から9時の間でございまして、鴨川河川敷の、2番の場所のところに書いてありますが、1つは北大路橋上流左岸、半木の道のところとその下の高水敷のところは1カ所と、あと、2番目、賀茂大橋の上流左岸、これは昨年6月15日に鴨川ギャラリーを設置して、皆さんにも除幕式に来ていただきましたけれども、その鴨川ギャラリーの横のところは2カ所におきまして、今回は安心・安全まちづくり推進課と下鴨警察署、2カ所とも下鴨警察署の管内になりますけれども、にお世話になりまして、うちと京都土木事務所で啓発をする予定にしております。

その際に、その後ろをめくっていただきましたら、チラシですけど、チラシを手づくりなんですけど、つくりましたので、そういうチラシであるとか、もちろん鴨川条例のチラシとかも配ると思っておりますけれども、そういうチラシを配って啓発をしようということを考えています。

あと、先ほどたばこのときにも申し上げましたけども、4月6日、7日に鴨川茶店が開催されますが、その啓発ブースにおきましても、自転車の安全運転の啓発をしようということで、ポスターとかチラシはもちろんですけども、4月7日、2日目には、小野担当課長のいらっしゃる安心・安全まちづくり推進課の協力も得まして、自転車事故の怖さがわかるバーチャルリアリティーの体験、こういう眼鏡みたいなものをかけて事故が起こる様子がわかる、そういう眼鏡があるようですけど、そういう体験のコーナーも設ける予定にしております。

私からの説明は以上です。

小野担当課長、何か補足がございましたら。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

失礼します。それでは、私のほうから平成30年中に府内で発生した交通事故関係の発生状況をお話しさせていただきたいと思います。

まず、人身交通事故に関してなんですけども、人身事故の発生が6,143件となっております。死者数が52人という状況となっております。

その中で自転車が関係する事故の発生状況なんですけども、発生件数が1,310件、死者数が5人、負傷者数が1,269人ということで、発生件数、負傷者数、死者数、全て前年より減少している状況であります。しかしながら、全体の事故の発生が減少する中で、全事故に占める割合というのが21.3%ということで約2割ありまして、増加している状況にあります。

このような状況を受けまして、当課、また関係機関や京都府警察本部様と連携して、広報・啓発活動等をより強化しまして、自転車の事故を少しでもなくしていこうという取り組みを実施しているところでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ただいま鴨川の河川敷における自転車の問題につきましてご説明をいただきましたが、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

河原で、河川敷で実際、かなりスピードを出している自転車は多いんですけども、ちょっと現実離れした話かもしれないんですけど、その辺、例えばオービスみたいなもの

を設置して、月に1回ぐらいしか通らへん人はあれやけども、毎日毎日、同じように日々暴走を繰り返している人間っていると思うんですよ。例えばそういう人はオービスみたいなもので毎日定点でずっと見ていたら、何時にこの人が通ると、それを現場に行って、その時間に捕まえるということもできたりとか。

あと、特に危ないのは、人が歩いてくる階段のところとか、そういう合流点が危ないと思うんやけども、そういう場所に限って徐行を促すような看板を設置するとか、そういうことはできないですかね。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

通称オービス、自動取り締まり装置だと思うんですけども、警察もされるわけなんですけども、自転車に関しては速度規制というのがありませんし、また免許制度もありませんので、不可能かなと思うんですけども、そういったところ、今おっしゃられたように、定点観測をして、そういった無謀な運転をされる方にピンポイントで注意を促していくというのも1つの方法だと思います。看板についてはちょっと、お願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川でオービスというのはまだ全然考えていないんですけども、今まで実は自転車に関する啓発が何もできていなかったのので、まずは警察とか安心・安全まちづくり推進課と連携いたしまして、そういう啓発をする中で、どういう対策が有効かというのをさらに検討していきたいと思いますので、皆様方にもお知恵を拝借したいと思います。

○金田座長

いかがでしょうか。ほかにご意見ございましたら。

はい、どうぞ。

○田端

私もよく鴨川の七条から御池あたりまでをよく歩くんですけども、日曜日に。何で歩くかというたら、河川敷、上を歩いたら信号でひっかかっちゃうので、下を歩いたら楽なのでずっと行くと。そのときも自転車も全く一緒に、やっぱり下を通れば信号にもひっかからないし、スムーズに通れるということで、おそらく自転車の方は走りやすいからスピードをどんどん上げて行って、信号もないしということでスピードを上げはると思うのでね。その辺、逆に物理的にスピードを上げられないような何か、自転車が走りにくいところをつくるとかいう形にしたほうが、どこかでスピードダウンを強制的にしたほうが良いような気もするんです。

歩いていて、確かに横を抜けるのは怖いのでね。ましてや、正面から来るほうはいいんですけども、後ろから通り抜けたら、高齢の方なんかやったらやっぱり、うろうろとしてこけやすいところもありますので、また河川敷なので転げ落ちても大変なので、その辺もまた物理的に何かそういう施策があれば、お願いしたいと思います。

以上です。

○金田座長

この問題につきましては、この鴨川府民会議が始まってから何回か話題になっているんですが、そのときにいろんな意見が出ておりますが、今ご意見いただきました、物理的に何らかのスピードを抑えるような施設をつくったらいという話については、そのために、例えば転倒したりして周りの人を巻き込んだりするといけないということで、結局それは考えることはできないという形に落ちついた経緯がございます。

それから、極端な場合、自転車を河川敷で、自転車も車両ですから、それも禁止しちゃうという案も出たことがありますけれども、それも、実際に自転車でも楽しんでおられる方もあるだろうからという理由もございました。

いろんな形の意見は出ているんですが、具体的に自転車の安全走行や自転車と歩行者との関連についての対応というのが、結果的になかなかとれないままで来ているというのが状態ですね。しかも、それで事故も発生しているケースがあるということですので、何らかの対応は必要だろうと思うんですけども、それが一体どういう対応が効果的なのかということで、今、事務局のほうからもありましたように、何かご意見があれば、ぜひともご教示いただきたいというのが現状だろうと思うんですけども。

○田端

今、空港かどこかで下の地面に絵を描いて、何かありましたね、視覚を使って錯覚させてスピードをダウンするとか、人の流れをこっちにやるとか。物、例えばバリケードをつくるというのは確かに危ないとか、がたがたして自転車のスピードをダウンさせるとか、いろんな方法はあると思うんですけども。このごろ、そういうふうな、地面に絵を描いたり、錯覚を使ったりという形であると思うので、またその辺も何かそういう知恵があれば言っていただければと思います。

○金田座長

ほかに。はい、どうぞ。

○小林

4 ページ目ですか、京都府警察さんが出しておられる一番下のほうに「交通ルールと歩行者を守って」の箱の中に、自転車は普通に道路交通法のかかるところでは基本、車道で左側、歩道を通れる場合は歩道の車道側というふうに通る場所というのを法で決めてあって、例えば河川敷でも、勝手にですけど、河川側を通るようにするとか、何かしらの、ごちゃまぜではなくて、自転車を通る側を決めるというのも1つあるのかなと思いました。

○金田座長

ありがとうございます。それも実は意見が出ています。出ていて、それをすると、かえってスピードが出てしまっていて危ないんじゃないかという意見で、結局採用できなかったという経緯があります。

どうぞ。

○宮元

私も同じような意見を出そうかなと思っていたんですけども、私自身もちろん自転車に乗って、信号にひっかからないために河川敷を自転車で走ることもありますし、また、子供も車のいっぱい走るところよりも、信号もないしというので、子供を、鴨川を走っていこうと、一緒に走らせることも多いんですけども、被害者になるだけでなく、加害者になるということもやっぱり考えられるので、その点、今おっしゃられていたように、自転車に対する啓発のものが何もなかったということで、その辺を増やしていただきたいなというのと。

今回、20日にされるということでしたけども、そういった活動を大人に対してもですし、小さい子供に対しても、小学校の警察の交通安全指導とかのときとかでも、鴨川の河川敷とかもそういう対象ですよみたいなことを、そういう啓発するようなことをしていただければ、すごく安心かなと思いました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。きょうの非常に重要なポイントは、啓発活動をちゃんとすると。その活動が今まで十分ではなかったということは事実なので、それはぜひとも具体的にご検討をお願いしたいですが。

個人的にも私は御池通をよく、烏丸、御池付近をよく歩くことがあるんですけども、

あそこなど、歩道も自転車用と歩くためのと一応描いてあるんですが、歩いている方も自転車の方も全く気にせずに行くものですから、非常に、かえって危ないという状態が起きてしまっていますので、そのあたりも含めて、それは普通の歩道のことですけれども、鴨川の河川敷ということになると、それが、くつろいでいるときとの差が大きいですから、そのあたり問題はまた大きくなると思うんですが、具体的にいろいろとご検討をお願いしたいと思うんですが。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○戸田

自転車にまつわる安全の問題というのは大変大事な問題で、やはりマナーの向上が最も大事だと思いますので、それを呼びかけるさまざまな啓発活動とかが重要だと思うんですが、資料の13ページに、今回、新たなそういう啓発活動をされるということですが、こういう取り組みをできるだけ多くの人に知ってもらい、かつPRするというやり方を工夫されていくことが大事かなと思います。

だから、紙ベースのものとかで広報されるだけじゃなくて、できるだけインターネットとかホームページなんかを使って有効に活用するとか。

多分通学のときに、高校生の方だったら、かなりスピードを出していくこともあると思いますので、高校なんかでも機会があれば、そういうことを指導して、被害者になるというよりは、加害者になったときの怖さとか、そんなものをきちんと注意して、繰り返し呼びかけると。一般市民、学生さんなんかも、インターネット等でそういう情報を気軽に見聞きできるという仕組みをこれからもつくっていく必要があるかと思います。

以上、コメントですけど。

○金田座長

ありがとうございます。お願いします、どうぞ。

○丸尾

2ページのところの自転車事故による裁判例というのがあるんですが、もう10年以上前になるんですけど、河川敷じゃなくて普通の道路で、私自身が土曜日のちょっと暗くなりかけ、夕方ごろで雨がぱーっと降ってきたんです。私も自転車に乗ってまして、左側を通行していたら、暗闇の中からはぱーんと向こうから自転車がぶつかってきて、私は道路にぱーんと飛ばされて、20代のお兄ちゃんやったんですけど、本当にそれがきっかけで自転車に乗るのをやめたんですけど。

そのときにびっくりしたのは、警察の方が見えて、「相手の方を訴えますか」と聞かれたんです。私、こんな自転車と自転車がぶつかったことで裁判とかになるということがピンと来なくて、私自身が戦後の20年代の生まれなものですから、小さいときなんかは、よく自転車同士ぶつかって、すねのところに血が出たりとか、そんなことはわりとよくあったことなので、「訴えますか」とか、警察まで出てきはると思っていなくて、そのときは「大丈夫です、訴えません」と言って、そんなに痛みも感じなかったんですけど、3日、4日ぐらいすると首の後ろが痛くなって、何カ月か整形の先生にかかるようなことになったんですね。

でも、その時点で相手の方に治療費とかを請求できなくて、そういう自転車同士のぶつかったことの大変さというのも骨身にしみて感じたものですから、この裁判例という、こういうのをもう少し、命にかかわることじゃなくても、けがにしても大変なことになるということをもっともっと皆さん、たくさんの方に知っていただいた方がいいかと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ。

○川崎

物理的な方法がなかなか見つからないんですけれども、道路の場合、ハンプという、ちょっと高くして、歩車共存道路と言われているやつですけど、スピードを落とすような形になっていて、それを川に当てはめようとする、なかなかそこで、あまり衝撃を与えると難しいんですけれども、流軸方向に何メートル置きかに模様のような形で、昔、四条より五条のところの舗装で石の、こういうピンコロ舗装みたいなやつを、少し舗装で幾つか並べておいて、高さもそんなに高くせずにして、ほんのちょっと違いがあるとか衝撃があるというようなやつを、ずっと敷いていくと、やっぱり自転車でも舗装の状態がちょっと変わると、簡単な衝撃があると、やっぱり何があったのかということちょっとブレーキをかけるようなことがあるかもしれない。だから、ハンプの小さいもののやつを少し並べていって、今あるピンコロ舗装みたいなやつですね。模様をつけていく、景観と安全性と両方やるような、スピードを出せないような、意識上のブレーキをかけるやり方を入れてやるということは可能かもしれません。

歩行者も足がひっかからない程度の高さにしておくということ、もしかしたら、そういう効果があるかもしれませんし、効果はないかもしれなくて、実験してみないとわか

らないと思うんですけど。

○金田座長

はい、どうぞ。

○澤

これだけの話じゃないんやけども、啓発活動というのは現場で行われるというのもあるし、あと、ホームページで発信されるというのもあるんやけども、多分、自転車のスピードを出している人とかは、マナー、モラルの問題で、飛ばしている人はもう全員理解していると思うんですよ。理解した上で意図的に飛ばしているんですよ、やっぱり自転車と違って危ないのがわかっていてね。だから、そういう人にホームページで、「あまた、見てマナーを知りなさい」、こんなもん、見る人はほとんどいないと思うんですよ。特に僕も京都府のホームページなんかほとんど見ません。

ほんで、今の人間が何を見ているというたらSNSなんですよね。ほんなら、やっぱりそういう啓発活動も、京都府のホームページに書いてある、そんなもん見に行かないホームページに書くよりも、ちゃんとそういうふう一般の人が多く見るところで情報発信をするというのを積極的にもっとやってもらいたいと常々思っています。

だから、ホームページは見ている人がいないぐらいのつもりでやってもらえへんかなというのが僕の思うところです。

○金田座長

どうぞ。

○中村

私たちも月に1回、鴨川で観察会を開いていますので、集団で河川敷を歩く場合、広がったりしないように、一応自転車担当というのがいまして、幅、広がらないでくださいという形で注意を促しながらやっているんですけど、これからも気をつけていきたいと思います。

それで、違反行為のことでちょっと教えてほしいんですが、3ページに書いてあります、傘差し運転ってだめなんですか。私は知らなかったんですけど、自転車の傘立てって売っていますよね。だから、私はあれ、あそこに傘を挿して、私自身は自転車によろ乗らんですけど、傘を差しして運転するのはいいのかなと思っていたんです。それを1つ教えていただきたいのと。

電動自転車というのは河川敷に入ることは許可されているんですか。それも教えてく

ださい。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

失礼します。それでは、傘差し運転について、私のほうからお話しのほうをさせていただきます。

傘差し運転は道路交通法によって禁止されております。罰則の規制もあるということで、手に持って傘を差して運転することは禁止されています。

○中村

手に持つんじゃないくて。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

わかりました。さすべえのことをおっしゃっていると思いますので、それについてお話をさせていただきます。

さすべえといって一般に売られているものなんですけど、自転車のところには金具があって、そのことでよろしいですね。

○中村

はい。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

それは乗車積載の方法の違反とか、制限の違反とかいう形で、さすべえ自体を取りつけること自体は何ら違法ではないんですけども、それに傘を取りつけて、一定の大きさが大きくなってしまったり、運転行為に支障が生じる状態になれば、それは禁止されております。

○中村

そんなんやったら、さすべえを売らへんかったらいいじゃないですか。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

とおっしゃる方がよくおられて、私どもも苦慮しておるんですけども、そのもの自体がつくったらあかんものとか、売ったらあかんものじゃないんですね。使い方が問題になってくるということで、そういう使い方をされるので売らないでくださいよという指導をさせていただいているというのが現状ですね。

○金田座長

事務局、当面よろしいですか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

自転車の原動付自転車は乗り入れ禁止ですけども、電気自転車でしたっけ。

○中村

電動付自転車。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

電動自転車は乗り入れ禁止にはなっていません、鴨川では。

○金田座長

電動アシストのやつはいいということですね。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

はい。

○中村

電動はいいんですか。

○金田座長

電動アシストですね。バイクみたいなやつじゃなくて。

○澤

自力でこがなあかんやつはオーケーということですよ。

○中村

はい、わかりました。

○金田座長

よろしいですか。それじゃ、どうぞ。

○澤

今の関連することなんやけども、車とかで車体に対して何%出たらあかんとか、自転車でそういう車載制限みたいなのは明確にあるんですか。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

京都の道路交通規則の第9条によって、軽車両の乗車または重量等の積載の制限というのがありまして、前後ろ、長さに関しては0.3メートルですね。左右につきましては0.15メートルということで、左右に15センチずつという形になりますね。

○澤

傘やったら飛び出しますよね。

○小野（京都府安心・安全まちづくり推進課交通安全対策担当課長）

飛び出します。

○金田座長

どうぞ。

○杉江

やはりスピードが問題やと思います。ですから、先ほど川崎先生がおっしゃったように、道路上で何か制限できないかということはずっと今考えていましたら、車の場合、老ノ坂なんかはスピードが出ると、道路が波打っているんですわ。普通にやっていたら全然感覚はないんですけど、一定スピードを超えると、そういう感覚になるということは、おそらく少し波打っていると思うんですわ。だから、散策路のほうについても、一回ちょっとテストとして、一定のスピードが自転車が出た場合は、どんどん、どんどん、極端に、自転車の場合、ハンドルに抵抗が来ますから、そういうことを一回、工夫として考えたらどうかと思いますけどね。

確かに車はあります。遠方に行ったときでも、一定のスピードが出ると、どんどんと波打っています。これはスピード出過ぎやなど。だから、それが散策路で何かテストでやったらどうかと思います。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

特に今、高水敷の路面の舗装について、従来の砂のような形に見える舗装が意外に耐久力がないということがわかって、舗装の手段を検討しておられるんですが、あまりしっかりした舗装になると一層自転車のスピードが出ちゃうんじゃないかと。舗装が悪いとタイヤがめり込みますから抑制の措置になるんですけども、そういうこともあって、いろんな懸念があるわけですけども。

本日、いろんなご意見をいただいておりますので、啓発活動が必要なことは、おそらく皆さん、一致しておっしゃっていると思いますので、それは必要なんですけども、そのほかに技術的にも何か可能な方法がないかどうかということは、ただいま、たくさん提案もいただいておりますが、ご検討していただけたらと思います。

○丸尾

御所の中を自転車で走るのは、とっても走りにくいんですね。道ができているところは走りやすいんですけど、ちょっとそこを外れると、すごく走りにくかったことを覚え

ているんですけど、ああいうちょっと走りにくい材料で、全部じゃなくても、ところどころああいうふうに、乗っていらっしゃる方が、これは御所と同じやなと思われるぐらいの何かでできたらどうでしょうか。

○金田座長

それをご提案、ただし、御所は歩くのも歩きにくいんですけども。

こんな話をしていると切りがありませんので、先に進めさせていただけたらありがたいんですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど順番を入れかえさせていただきました議事の2番目です。鴨川上流域における倒木対策等についてでございます。

まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

小野担当課長、どうもありがとうございます。

失礼いたします。それでは、資料の2をお願いいたします。

鴨川上流域における倒木対策等とはということでございまして、倒木につきましては、大雨により木が流されて、橋脚、橋桁にひっかかるなどして重大な水害の原因となるおそれがあります。

鴨川条例の7条に、森林の保水機能の保全等という規定がありまして、鴨川流域の森林所有者に適切な保全を行うよう規定しておりますが、罰則もないため、何らかの実効性ある対策ができないかというものでございます。

これについては治山部局と連携した対策が必要であります。本日、京都府農林水産部の木村林務課長に来ていただいております。倒木等の現状や対策等について説明をいただくこととしております。

それでは、木村課長、よろしくをお願いいたします。

○木村（京都府農林水産部林務課長）

失礼いたします。京都府農林水産部林務課の木村でございます。本日、大変申しわけありませんでした。私、午前中、所用がございまして時間がかかり、この会議にもしかしたら間に合わないかもしれないという可能性もありましたので、事務局をお願いをして順番を入れかえさせていただきました。ご不便をおかけしました。この場をおかりしましておわび申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

平成30年台風21号におけます京都府域で発生をいたしました風倒木の被害状況でございます。

ご存じのとおり、昨年9月4日に兵庫県神戸市に上陸しました台風21号、これは近畿県内を北北西に進みまして、日本海の方に抜けました。この風によります台風なんですけども、各地で瞬間最大風速の記録を塗りかえるなど、大変な風台風でございました。

京都府域で発生をいたしました風倒木状況を1ページのところにまとめさせていただいております。京都市を中心といたしまして、4市2町におきまして被害総数、件数ですけども590件、面積で1,164ヘクタール、被害額にいたしまして2億1,800万円の被害が発生をしております。

これは、先ほども説明しましたとおり、近畿圏内を北北西に進みまして、まず大阪の高槻市で被害が発生をいたしまして、その後、ここに書いてありますとおり、大山崎、長岡京市、京都市と抜けまして、その近辺も含めて発生をしております。

なお、災害復旧におけます対象としますのは、スギ・ヒノキ等の人工林を一応対象としておりますので、右側に人工林の復旧対象面積を改めて書かせていただいております。538件、664ヘクタールとなっております。

それでは、主に京都市域、鴨川上流域で発生いたしました被害状況についてご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

これは鞍馬周辺の風倒木被害の状況でございます。青色で塗っておりますところが被害が発生をいたしました。注釈なんですけども、これは民有林といいまして、個人的に持っておられる山でございます。民有林と、対象となります民有林でない山は何なのかといいますと、それは国有林となっております、例えば、ちょっと見にくいですけども、貴船川流域につきましては、これは国が持っております森林となっておりますので、今回、京都府のほうで調査をし、復旧をする対象外としております。国有林につきましては、昔の営林署、今現在の京都大阪森林管理事務所という国の出先事務所がございまして、その森林管理事務所のほうで国有林の復旧を鋭意行っているところでございます。

地図の拡大をさせていただいております。特に今回、ご存じのとおり、叡山電鉄が長い間とまっております。風倒木被害によります影響でございます。それらの被害地域につきまして拡大をさせていただいて色を塗っております。1から4までの箇所がございまして、一番下の、これは叡山電鉄の二ノ瀬駅の付近なんですけども、ここにつきま

しては一部復旧に着手をしております。

また、貴船口付近の③のところにつきましても一部復旧を開始しております。

めくっていただきまして、それぞれの被害状況の写真でございます。3ページです。

①が鞍馬本町でございます。②につきましても、叡山電鉄沿いの鞍馬本町の付近の風倒木の写真でございます。③につきましては、これは貴船口駅付近、ちょっと電車が写っておりますけども、その線路沿いの上のほうの山で風倒木が発生をしております。④につきましては、これは二ノ瀬駅付近のところでございます、先ほども説明しましたが、これは被害発生直後の写真でございますが、今現在、京都市森林組合のほうで着手をしております、大分きれいに片づいている状況でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

もう1つの鴨川の源流域になります雲ヶ畑周辺におけます風倒木被害の状況でございます。これも色を塗っておりますところ、1から6まで色を塗っておりますけども、一番下の左京区鞍馬というところの被害箇所赤く塗っております、ここで復旧のほうに着手しております、これは3月1日現在なんですけども、先週、私のほうで現場を確認いたしましたところ、ほとんど風倒木が除去をされておる状況でございます。

そこから奥の1番から6番なんですけども、雲ヶ畑の中津川町でありますとか、中畑町におきましては、なかなか手つかずの状況でございます。

特に①中津川なんですけども、①のところは今現在、道路の工事をしておりまして、通行止めになっている関係上もありまして、ここから奥の被害木につきましては、まだ調査が全てできていない状況でございます。

次、めくっていただきまして5ページでございます。

先ほど説明をいたしました雲ヶ畑周辺におけます風倒木の被害状況の写真でございます。①、②、③につきましては、中津川沿いの状況でございます。④、⑤、⑥につきましては、雲ヶ畑、中畑町での被害の状況でございます。

もう1枚めくっていただきまして6ページでございます。

このように台風21号によりまして風倒木が発生をいたしましたので、京都府におきましては、まず2種類の復旧対策を立てております。まず左側のポンチ絵でございますが、まず風倒木被害、先ほど説明いたしました590件、1,164ヘクタールございまして、そのうち人工林と天然林に分けて対策を考えております。

まず、人工林のうち、森林経営計画があるもの、ちょっと耳なれない言葉でございます

すけども、その名のとおり、森林の経営をする計画です。これは一定のまとまりのある面積、約30ヘクタールから50ヘクタールの森林を対象といたしまして、枝打ちや間伐などの保育の施業などの計画を、5年間で1期といたしまして立てる計画です。これらの計画を立てたものにつきましては、復旧対策①、右側をごらんください。公共造林事業といいまして、国の造林事業というものの補助の対象となります。風倒木の整理でありますとか、のけた後の植栽につきまして、最大でかかった費用の68%の補助が受けられるものでございます。

この森林経営計画がないものについては、②のところに書いてありますけども、復旧対策1、右側の②をごらんください。森林災害緊急整備事業といいまして、これは昨年度、京都府のほうで単独事業としてつくりました事業でございます。国の補助基準にのらない被害地につきましては、この府の単独事業で実施をしていこうということで、同じように最大で68%の補助をするものでございます。

まず最初に、森林復旧対策の基本といたしましては、所有者自身で復旧をしていただくということで、それに対して一定支援をしていきたいと思いますというのがこの復旧対策の1でございます。

この人工林のうち、①、②の間に書いています、ちょっと斜線を引いていますけども、保安林というものがございまして、森林の中でもある一定、森林の公益的機能、多面的機能ですね。水源涵養であったり、防災の対策なんかの機能が高い森林については、国のほうで保安林に指定をしまして規制をかけております。これは伐採につきましては許可制になったりとか、ある一定の規制をつけまして、森林がやたらに伐採されないように機能を高めていこうというものでございます。そういった機能の高い森林につきましては、ア、イと書いてあります復旧対策の2、右側をごらんください。アのところでは、公共の治山事業といいまして、土砂崩壊のある保安林の土砂や危険木の流出を抑える治山施設の設置を京都府が実施するものでございます。これにつきましては、所有者の負担はいただかずに、京都府が国の補助金を使いまして100%補助で行うものでございます。

また、この公共治山につきましても、一定のまとまりがあるものに対して採択されますので、それよりも小さなものにつきましては、イのところ府の単独事業というものがございます。同じ保安林でします保安林危険木重点事業でありますとか、未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業、こういった事業で、これも同じく府営事業なんですけども、流木の発生のおそれのあるような危険木につきまして、あらかじめ伐採をして除去

をする。また、山どめなどの簡易な構造物をつくるような事業をしておるところでございます。

これら復旧対策1、2の①、②、ア、イにつきましては、既存の事業でございます、平成31年度の予算といたしましては、それぞれの事業を拡充いたしまして、国の強靱化対策の予算もいただいて増やしているところでございます。

例えば保安林以外の箇所につきましては、下流に被害を及ぼすおそれのあるもの、人家なり公共施設に被害を及ぼすようなものにつきましては、新たに新規事業といたしまして、ウです、災害防止森林整備事業というものを31年度予算で創設しております。

これは、そこに書いてありますとおり、保安林以外で人家等の付近の危険箇所、ここに山地災害危険地区と書いてあるんですけれども、これは全国的に調査をいたしまして、山の急斜面であるとか、災害の発生のおそれのあるようなところにつきましては、都道府県が山地災害危険地区というものに指定をしております、これらの箇所において風倒木被害が発生しているようなところにつきましては、この新規事業であります災害防止森林整備事業を使いまして、これも同じく府営事業でございます、100%補助で京都府のほうで被害木の整理なり、簡易な山どめなどの工作物をつくる事業を用意しております。これらの事業を使いまして、31年度におきましては、倒木被害の復旧を進めてまいりたいと思います。

また、一番下に書いてあるんですけれども、森林以外のところで、いわゆる里山につきましては、京の森林文化を守り育てる支援事業というものの従来事業がございます、これは社寺林でありますとか、地域の伝承・伝説の森・森林といったものは、地域の方で面倒を見ておられる、地域の方が整備しておられるような森林につきましては、風倒木被害があつたりとか、森林整備を行いたいというところにつきましては、一定支援をしていく事業がございます。これにつきましては従来事業なんですけれども、31年度は拡充をして予算枠を増やさせていただいております。

これらが30年度に発生をいたしました風倒木に対します31年度の京都府の取り組みでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○金田座長

事務局はほかにございませんか。この風倒木と、鴨川河川そのもの、川に流れ込んできたりする可能性がありますので、そのことについて何か説明を加えていただければあ

りがたいんですが。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

現在、鴨川の雲ヶ畑とかに、河川の中に倒れている木については……。ちょっとかわります。

○土屋（京都府京都土木事務所技術次長）

失礼します。昨年度の台風で、川の中に落ちた木につきましては、今、鞍馬川、貴船川については全てほぼ取れているという状況ですが、残念ながら雲ヶ畑のところについては、努力はしておるんですけども、まだ少し河川の中に、特に流水の中にあるものについては、いわゆる出水期までに取る努力をしていきたいという状況です。いわゆる河川区域、河川の流水部分にあるものについては、出水期までに処理するという方針であります。

○金田座長

どうぞ。お願いします。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

京都府でございます。今、金田座長さんがおっしゃられました、風倒木がこのまま鴨川に流れ込んで、橋梁等に被害を及ぼさないかということにつきましては、来年度、私のほうでその辺を調査していきたいと思っております。ということをお伝えしておきます。

○金田座長

ただいまご説明いただいた状況だと思いますけれども、何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。お願いします。

○戸田

今、説明いただいた資料の6ページで少しお聞きしたいんですが、復旧対策2のところでは治山施設の設置などとか、あと、今のところで簡易構造物の設置という言葉が載っているんですが、具体的にどのような施設、どのような構造物を設置されるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○木村（京都府農林水産部林務課長）

まず、治山施設なんですけども、土石流の発生のおそれがあるところにつきましては、治山ダムといいまして、小さなコンクリート製のダムで土石流を抑えるという工法をとりますし、また、山の斜面がずり落ちているところにつきましては、これも場所によっ

てはコンクリート製、またはかご枠といいまして、鉄線で編んだかごの中に石を詰めたもののような山どめ工、それらを段階的に入れまして、山腹の崩壊、山の斜面の崩壊を抑えながら緑化をしていく。草が生えるようなシートを張って、その後、植栽をしていくといった山腹工事というのを主にやっております。

また、それが治山事業でございまして、あと、府単独事業なんかにつきましては、それよりももっと規模の小さな崩壊地等においては、木柵といいまして、木でつくったような山どめ、それも使えるものであれば現地での風倒木を再利用いたしまして、現地の資材を使って木柵を設置して、小さな山どめをしていきたいと考えております。

○戸田

ありがとうございました。

○金田座長

もう1つ、今、我々は一般に砂防ダムという用語を時々聞いているんですが、それとこれとはどういう関係になるんですか。これは砂防ダムではない？ すいません、ちょっと解説をしていただけますか。

○木村（京都府農林水産部林務課長）

まず、治山施設なんですけども、これは森林法に基づく事業でございまして、先ほど説明をいたしました保安林という規制林を守るための事業です。主に山の崩壊を抑えるのが治山施設、その名のとおり、治める山と書いて治山施設なんですけども、山を重点的に抑えるのを治山施設と言っております。

逆に砂防のほうは、土石流が発生して、下流の民家であるとか集落の被害を未然に防ぐために、事前に、俗に我々は待ち受けと言うんですけれども、コンクリート製のもっと治山ダムよりも大きな砂防堰堤を入れられまして、土石流をそこで抑えてしまうというのが砂防施設です。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○杉江

確か以前やったかな、流木の問題で、流木どめを、確か意見が出たと思うんですけども、それは具体的に何か京都土木さんは考えておられるのかどうかと思ひまして。

○土屋（京都府京都土木事務所技術次長）

まだ具体的にどうこうというところまでは行っていませんけども、しっかり考えなきゃならないということで検討をこれから開始するところでございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○丸尾

去年の秋に友人親子が山口から来まして、そのとき鞍馬寺に行きたいと言ったんですけど、叡電が通ってなくて、行かずに帰ったんですね。先週の火曜日にまた来まして、あのとき行けなかったからということで、私も何年かぶりで出町柳から鞍馬まで電車に乗ったんですけど、本当にひどくて、これ、日本の風景かしらと思うぐらい、この雲ヶ畑の写真にある、こういう、その一面が全部倒れているところが何カ所もあるんです。

それで、お寺の本堂にたどり着くまでも、とても大きな、このちょうど赤いじゅうたんぐらいの大きな根の大木が根こそぎ倒れていたり、火曜日やったものですから、鞍馬のお寺へ、階段を上がったところの右側の雍州路という料理屋もちょうどお休みの日だったので、友人がびっくりしたのは、「鞍馬寺ってこんなに寂しい暗いところやったの？」ということで、がっかりして帰ったんですね。

叡電の両脇のひどい場所だけでも、私が乗った電車も外国の方がいっぱい乗っていらっしやったんですけど、これが台風のせいでこうなったんですよということがわかってはるのかどうかわかりませんので、私たちは京都に住んでいるからわかりますけれど、京都ってこういう汚い、とんでもなく破壊されたところなのかと思ってはる人もいはるんじゃないかなと思って。電車の両側のあのひどい景色は、とりあえず最初に何とかしていただきたいなと思いました。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○澤

今回のこれ、ほんまに僕ら、今、溪流の時期で、アマゴとかイワナとか、そういう釣りの解禁をしているんですけど、釣りに入るのも倒木で、特に人目につかないぐらいの奥地なんかは川が全く、釣りどころか人も上流に行けへんような状態でね。道もまだ、林道に入る部分やと思うんやけど、そういうところは通れない部分がいっぱいある中で、さっきもダムの話なんかも出てたんやけども、今後、その被害を抑えるためにという

て、どんどん川の中にダムをつくられるような、そういうことをされると、うちとしては非常に被害が大きくなるという中で。

これに関連して、当然、前回も言ったと思うんやけど、山から今度、土砂の流出とかも相当な量が考えられると思うんですけどね。土砂が当然、どんどん下流に来る。流木も当然来る。流木なんかの場合はどんどん撤去する、もしくは流出してもええぐらいのサイズに切って、山裾の流れへんようなところに上げておくとか対処はできると思うんやけど。土砂がこれから特に心配かなと思う中で、やっぱり今の鴨川、何か土砂がたまれば、しゅんせつするという方針でやってはるんやけども、前から言うている、根本的に鴨川は、もうちょっと砂利のたまらへんような、流していけるような構造というのを見直す時期じゃないかなと思って。そういうところも含めて、しっかり検討していただきたいと思います。

○金田座長

他にいかがでしょうか。

○田端

先ほども言われていました、6ページの話なんですけども、おそらく復旧するに当たって、事業費をどこから捻出しなあかんと思うんですけども、今さっき言われましたように、山は山の林務関係の費用と、それから倒木については河川の方でとかという形で、我々は素人なので、本来だったら1つのものの流れで、台風が来た、土砂が崩れた、木も流れた、川に行って、川の橋のところひっかかって、そこで増水して、水もあふれる、人家に流れるという1つの流れなので、そういう手当というか費用について何か1つ大きな、横割りじゃなくて何か1つの流れで、京都府さんとして何かそういう事業費の取り組みをまずしていただいて、すぐにその対応ができるような形の、何かそういう事業費の捻出というか、そういう予算の取り方をしんと、これから急に台風が来たとき、すぐの対応ができないのかなと思うんですけどね。その辺をまたお願いしたいと思います。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

何か事務局で話を加えられることはございますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○木村（京都府農林水産部林務課長）

ちょっとこの場には京都市の林業部門の方が来られていないんですけども、今回の風

倒木被害の発生を受けまして、先ほど説明いたしました、公共造林事業につきましては、国の補助事業を使いまして、風倒木を整理し、そのあいたところに植栽をするんですけども、今回、31年度事業といたしまして、京都市の林業部門のほうで単費を組まれまして、それに付随します安全施設、例えば風倒木が下に落ちてこないような安全柵をつくったりとか、道路沿いのところにつきましては交通整理員を配置するなり、そういった市独自で支援をしておられます。それも紹介をさせていただきたいと考えています。

我々も京都市、また国有林を持っています森林管理事務所なり、また森林組合とあわせまして、少しでも早い復旧を講じたいと考えておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○澤

以前、言うてたことなんやけども、今回、倒れた木というのが大半がスギやと思うんやけども、今後、また山、放置じゃなくて植林していかれると思うんやけども、そのときの植えられる木はまた同じようにスギばかり植えはるということなんですかね。

○木村（京都府農林水産部林務課長）

今回の被害を受けまして、スギ・ヒノキなどの針葉樹は根が浅い木でございます。ですので、例えばスギ・ヒノキを今まで植えてこられたのは、柱材なり、木材としての利用価値が非常に高いということもありましたので、戦後、一斉に皆伐したところにつきましては、スギ・ヒノキを植えられていたんですけども、今回のこともありますし、以前から言われているんですけども、災害に一番強いのは針葉樹と広葉樹がまざったような木が一番強いと言われておりますので、例えば今回、スギの一斉林、例えば先ほどもご紹介ありましたとおり、鞍馬寺の周辺なんかはスギ一辺倒で植えているところがございます。そこで被害が多かったのも、今後の植栽につきましては、広葉樹も交えながら災害に強い森林づくりをしていきたいと考えているところです。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○田中

最近の気候変動という大きな問題があるんですが、今年の台風は過去にない最大の台風であったわけで、志明院の境内の200年以上のヒノキなども、いとも簡単に根っこから倒れたんですが。これからも気候変動、温暖化の問題は、こういう今、この会場で議論しているような、もっと根本的な問題が当然生じてくると思います。地球的規模で今、自然破壊、自然の変動は続いているわけなので、1つの山が倒壊したとか、倒木があったとかいうこと以上に、また今年もどんな大きな台風が来るかわからない。

私どものところも、古い山門なども、建物の方が大事だから、周りの大きな200年、300年の木を切ってくださいと、でないと、山門に当然崩壊のおそれがあるという、非常に難問題を投げかけられているわけです。

そういうことも考えてみますと、今年の台風をいい教訓にして、1つ痛感したことは、行政の人は一生懸命やってはるんですけども、肝心の作業班がないんです。幾ら行政の方が一生懸命、下請業者もおられますし、いろんなところから、一生懸命努力してされるんですけども、そう簡単に作業は進まない。こういう状況では、もう少し将来のことを考えて、大きな被害が出ることも想定して、作業班の充実と拡大をぜひ作成して欲しいというのが1つの願いです。これの遅れによって随分、大変な生活苦を強いられていることがしばしば出てくるわけですから、早急にそういう体制もつくっていただきたいと思います。

それと、今日も京都市さんの方と土木事務所の方とお話ししていたんですが、結構、鴨川の上流、雲ヶ畑方面の河川に影響する倒木については、本当にこの冬の寒い中、作業班たちが雪の降る中、一生懸命されまして、河川の中の倒木については、かなりきれいにしていただきました。これは本当に頭の下がる思いで、下請業者の人も必死でやっておられているのを何回も拝見いたしましたし、やはり大変な被害だったんだと改めて感じたわけです。

そういう意味で、先ほども出ていましたけども、これからの林相については十分考えるべき時代だと思います。というのは、針葉樹林は今もう、この夏の実は異常気象の異常気温で、我々は山寺に住んでいるわけなので、よくわかるんですが、はっきり言って弱ってきています。弱ってきています。それはやっぱり温暖地方であった日本列島の地域がだんだん亜熱帯のような気候風土になってきたときに、植物相も変わってきています。だから、そういう意味を考えると、想定内とか想定外の問題じゃなくて、当然起きてくることを考えて、これから本当に根本的な対策をしないと、生態系全体が壊れてく

るという、私はそういう心配をしております。だから、先ほども林相の話が出ましたけれども、やはり植えても今、だめなんですよ、シカが来ますから。二重にも三重にも網を張らないと、それも弱い網では食いちぎってしまいますし、積雪でもあれば、冬なんか、当然ぼーんと飛び越えてきますから、苦勞しておられる業者の方は二重にも三重にも頑張っておられます。それでも食いちぎって入ってくるという、そういう現実の問題が、厳しい現状問題が今、山林の中に起こっておるわけなんです。

そういう意味では、将来的に、もし林地というものを残していくのであれば、やっぱり林相を少しずつ変えていってほしいと。例えば、先ほども少し出ましたけども、混合樹林帯にしていくとか、そういう形のものをして、しかも、これは結局は水を生む訳なんですから、川を守る大きな要素にもなる訳なんですから、根本的な対策を考えていていただきたいと。先ほども申し上げたように、もし大被害が出たときには、今からでも大がかりな作業班の体制をぜひ作っていただきたいと深く考えておるわけです。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。これは大変深刻な問題で、いろんな方面にいろんな影響がありますので、なかなか一筋縄ではいかない重要な課題なんですけれども、引き続きいろんなご意見がございます、事務局の方もぜひ知恵を絞り、さまざまな対策を講じる努力をお願いしたいと思います。

それでは、議事の1番、2番、3番を一応ご意見いただいたということにいたしまして、4番目に移らせていただきます。鴨川四季の日についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

林務課長、木村さん、どうもありがとうございました。

○安井（京都府建設交通部河川課副課長）

すいません、そうしたら資料4ということで、鴨川四季の日についてご報告させていただきます。

資料4-1をごらんください。

「鴨川四季の日～冬～」の実施結果等についてご報告します。

鴨川四季の日の冬につきましては、2月8日金曜日から2月24日日曜日に取り組みを

させていただきました。取り組みの1つとしましては、情報発信ということで、京都府のホームページや府庁2号館1階の展示スペースに鴨川条例に関することや、京都府の河川と海岸の紹介、また「鴨川探検！再発見！」の告知等をさせていただきました。

次に、「鴨川探検！再発見！」第50弾ということで、2月24日に「冬の鴨川 水辺の野鳥観察会」ということで、このときは参加22名、講師として日本鳥類保護連盟京都のほうから来ていただきまして、室内で学習会をして、その後、北山大橋から賀茂大橋の間で野鳥の観察をしていただきました。

次のページはその「鴨川探検！再発見！」のときの様子をホームページ等でアップした資料でございます。

次に、「鴨川四季の日～春～」の取り組みについて報告させていただきます。

「四季の日～春～」につきましては、来週3月24日日曜日から4月7日日曜日までを予定しております。こちらの方も情報発信ということで、前回と同じようにホームページや2号館の展示スペースで、同じように鴨川条例に関することや、春の鴨川に関するイベント等を紹介することとしております。

次に、4月の6日、7日の土日にかけてまして、第45回鴨川茶店ということで、半木の道で開催をします。その中で京都府としましては、鴨川条例等の啓発ブースの出店を行う予定としておりまして、鴨川条例や、先ほどあったポイ捨ての関係とか、自転車の啓発マナーの関係とかも今回は資料を出していきたいと考えております。

これに付随しまして、京都府立植物園のほうでは桜のライトアップが3月25日から4月7日までの間、開催される予定と聞いております。

次に、第1回鴨川定例クリーンハイクのほうで4月29日日曜日で予定されております。続いて、第2回鴨川定例クリーンハイクとして6月2日日曜日に予定されております。

次のページからは鴨川茶店の開催要領、また1枚めくっていただきまして、第1回、第2回の鴨川定例クリーンハイクの参加者募集の案内をつけさせていただいております。

以上でございます。

○金田座長

何かご質問ございませんでしょうか。

○澤

先ほどの情報発信の話ともかぶるんですけど、この1ページ目の情報発信というところの京都府庁2号館1階の展示とか、こういうのって、どれぐらいの京都府民の方が一

一般的に来られているのか、何人ぐらい。そういうのを知ってはるのか。「鴨川探検！再発見！」とかも22名参加ですけども、これは年々減っているとか、増えているとか、新しい人が来ている？ もしそういうのがなくて、最初の京都府庁の方でやってはるのも、人が見に来ていないとか、再発見の方も同じ人がずっと来ているとかの場合は、やっぱり情報発信の方を考えていかないかのちゃうかなというところなんですけど。

今言うた、京都府庁に見に来られた人とか、鴨川探検の方の人数が増えているか、減っているか、人員が新しい人も来られているとか、わかりましたら教えてください。

○金田座長

いかがでしょうか。

○安井（京都府建設交通部河川課副課長）

情報発信のほうは、確におっしゃるとおり、ホームページとか、あとは2号館ということで、実際、府庁のほうに来られる方しか見ていただけないということで、人数的にはそんなに言うほど多くはないと考えておまして、ご指摘のとおり、情報発信につきましては、先ほどお話のあったような対策とかをもうちょっと考えていきたいと考えております。

直接の担当ではないんですけど、「鴨川探検！再発見！」のほうは小学生のお子さんとかが対象としていますので、当然、新しく3年になられた方とか、中学になられた方はやめていただいているとかいうこともありますので、若干は新しい方が入ったりしていただいているとは思いますが。

時期的なものとか、天候とかの関係もありますので、人数的なものは多い場合も少ない場合もあると思うんですけども、同じ方も来られると思うんですが……。ちょっと待ってください、すいません。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室副室長）

具体的な人数まで、何人やったという記憶まではないんですが、ほぼ去年並みかぐらいやったと思います。リピーターの方も時々お一人、2人組とか、おられますけども、今回は基本的には最初の方ばかりだったかなと思っています。

以上です。

○澤

募集って何人されていますか？

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

募集は50人だったと思います。京都市の教育委員会が発行している、土曜塾でしたっけ、そういう媒体を使ったりとか、なるべく人目につくようには工夫していますが、思ったよりは少なかったんですけど、内容的には、今回、中村さんのところにお世話になったんですけども、非常に来られた方、熱心な方がたくさんおられまして、子供たちがここまで詳しく勉強しているんだというのは、私も今回、この鳥の部では初めて参加させていただいたんですけども、びっくりしたところです。

○澤

我々も魚とかで環境に関する勉強とかをしても、なかなかこういうので人を集めるのは難しい中、毎年ご苦勞されていると思うんですけども、これからもこういうイベントをぜひ盛り上げるように頑張ってください。僕もいつでも協力しますので、よろしく願います。

○金田座長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、鴨川四季の日については以上にさせていただきまして、次にその他でございしますが、その他は何か。資料がございしますね。

事務局のほうから説明をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、A4横になりますが、資料5をお願いいたします。

京都鴨川ライオンズクラブからの寄附についてということでございますが、昨年9月の台風21号で半木の道のしだれ桜が非常に甚大な被害を受けました。この状況につきましては、皆様方にもご案内いたしました9月の現地調査におきまして、被災状況を見ていただいたところでございます。

しだれ桜につきましては、本日、メンバーで来ていただいております田端様が所属されております京都鴨川ライオンズクラブから、もともと寄附をいただいたものが74本植わっておるわけですが、府においてライオンズクラブさんと協議しましたところ、どうしても植えかえが必要な倒木が4本ございます。それについて、新たに現物を寄附していただくこととなりまして、それが資料5の4本の桜の写真でございます。

これ、4本で150万円相当という非常に高額な寄附をいただきました。京都鴨川ライオンズクラブ様におきましては、昭和37年に結成されて以来、これまでから半木の道とか、あと、鴨川三条・四条間の紅しだれ桜の寄附をいただいて植樹して、あと、維持管理と

か清掃活動を通じて鴨川の環境保全に多大な貢献をいただいたということで非常に感謝しておるんですけども、この度の寄附につきましても、京都府知事から感謝状の贈呈を予定しております。

資料5の下のところに記載しておりますけども、3月22日、今週金曜日14時45分からになりますが、植樹を記念するイベントが半木の道の中央付近、北山大橋と北大路橋の中央付近で予定されておまして、ここで鍬入れ式とか感謝状の贈呈が行われます。

については、鴨川府民会議の皆様にも来賓としてぜひ来ていただきたいということで、急なことで申しわけございませんが、もしこの場で出席していただけるという方がございましたら、挙手をいただければ来賓として紹介させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田端

よろしいですか、京都鴨川ライオンズクラブですけど、ちょっと。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

補足をお願いします。

○田端

今ご紹介いただきました、京都鴨川ライオンズクラブの田端でございます。

実を言いますと、4本植えかえるに当たって、ぎりぎりになったんですけども、先ほどの鴨川の四季についての中でもご紹介されました、鴨川茶店に花が咲くのを何とか間に合わせたいという、うちのクラブの意見と、それから美しくする会様の会長はじめ、杉江局長からのたつての要望もございまして、何とか間に合ったということで、できましたら3月22日の14時45分から、約30分弱ほどで終わりますので、ぜひともご臨席いただける方はお願いしたいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまのようなご招待でございますが、可能な方、今の時点で可能なことがおわかりでしたら挙手をしていただいて。まだすぐにはわからないかもしれませんが、その場合はまた事務局のほうにご連絡をいただいたらいいですかね。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

この会議の場でちょっと急な話だったので、本日帰っていただいて、出席可能だということでしたら、私のほうに連絡いただければ、登録させていただきますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○澤

突然、行けるようになったと云って、別に行っても大丈夫ですね？

○金田座長

青山さんに連絡していただいたほうが。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

私のほうに連絡していただいたら。

○澤

ちょっと打ち合わせが入っているので。

○田端

全然結構です、ぜひそれは。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

私どももいておりますので、臨機に対応させていただきますので。ありがとうございます。

○金田座長

他に何かご質問などござい……。どうぞ。

○藤井

ちょっとお聞きしたいんですけども、この野鳥ですか、ユリカモメが黄色の線でゼロと記しています。これが非常に気になりまして、二、三十年前はおびただしい数のユリカモメが飛来しておりましたが、なぜにこういう数字が出ないのか、ちょっと気になりましたので、特に野鳥のほうから聞かせていただきたい。

○金田座長

今お答えできるのは、お一人しかおられないと思いますが。

○中村

次の議題に進んでいたんですね。かもがわ塾の「カモン！カモ調査」の資料をきょう入れていただいて、ありがとうございました。この鴨川会議、今年で2回目なんです、京都府の河川課さんとか土木事務所さんに大変お世話になりました。ありがとうございます。

ただいまご質問があったヒドリガモなんです、朝の9時からお昼までの間に鴨川の柵野から京川橋まで、全域のカモだけですが調査を行いました。その結果を受けて、午

後から、かもがわ塾で鳥の種類とか数を検証したんですが、断トツでヒドリガモが多いんですね。というのは、やはり中州を残しつつ、伐採する場合も最低50センチは残すという形をとっていただいている京都府さんのおかげやと思うんですが、ヒドリガモは大変すみ心地がいいようです。

それと、中州の草がなくなったとしても、最近、河川敷に芝生をいろいろと植えていただいているんですね。その芝生をヒドリガモはいただいておりますということを申し上げたかったのと。

ユリカモメが今年初めて厳冬期にゼロになりました。11月に初めてシベリアのほうから渡ってきたときは大体280羽ほどカウントしたんですが、冬の間、数は絶対に減らないんですね。渡りが今月の末ごろに淀川のほうへ寄りながらカムチャッカのほうへ帰っていくんですが、その形が変わりつつあります。これもやっぱり私たちは地球温暖化の何かの影響やと感じているんですね。ちょっと不気味な感じがしてきているんですが、植物だけじゃなくて、鳥の世界でもはっきりと生態系の状況が変わってきております。

この下にありますカイツブリという準絶滅危惧種なんですが、これももっとたくさんいました、鴨川には。ほんとうに鴨川と言えばカイツブリというぐらいたんですが、すごく数が減ってしまいました。

逆に、この下のオオバンという鳥、これは27羽カウントしていますが、これが今まではいなかったんですが、数年前から鴨川にたくさん訪れるようになってきました。

京都の市街地に流れる鴨川に、この118種もの野鳥が確認されるということは、全国的には大変珍しいことなんです。京都ってすごいところやねとよく言っていたんですが、市街地の真ん中に、こんな絶滅危惧種というような鳥が悠々とすんでいるというのはすばらしいといって全国の支部から褒めていただいているんですが、そういうすばらしい川に関わらせてもらって非常にありがたいですが、この野鳥のカウントによって環境の変化が、少なくとも私たちは感じているということを皆さんにも知っていただきたいなと思います。

今までのように、当たり前に見られた留鳥のカイツブリがすごく減っています。それと、渡り鳥に関しては、今回の調査は、対象は渡り鳥だったんですね。カルガモ以外は全部渡り鳥です。渡り鳥は大して変わりません。というのは、繁殖地が日本ではないからですね。ユリカモメに関しては、繁殖地はカムチャッカの方なんですが、私もカムチャッカにユリカモメを見に行ってきましたが、あちらの方で小動物が増えて、ユリカモ

メの繁殖地を侵している。卵を、幼鳥を食べているという情報が届いております。これは結構確かな情報なので、ロシアに異議申し立てをしてもどうしようもないと思うんですが、どういうことになるか、ちょっと気になっているところです。

これは、これらの人々の暮らしを支え、多くの生き物の命を支えている基盤になっている生物多様性が示されている証拠なんですね。この数字というのが、そういった証拠になると思うんです。今後、この府民会議の場においても、もう少し生物多様性という言葉の持つ意味を重視していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

事務局はほかに。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

土居さんは何かありますか。

○土居

京すずめ文化観光研究所の土居でございます。

私どもの京すずめで3回目になります「京都への恋文」の公募事業を始めました。2009年に第1回、そして今回3回目でございます。1回、2回と審査委員長は川端康成記念会の川端香男里先生にお願いしておりましたが、今回ちょっとご体調が悪いということで、『京都ざらい』の井上章一先生に審査委員長をお願いしております。京都嫌いの裏返しは京都好きということで。それで、京都が100年後も200年後も300年後も京都であり続けるために、何かこういうことがいいんじゃないかと、京都の思い出とか、京都の魅力とか、何でもいいんです。京都の文化、魅力、京都の発信力と求心力を強めるために今回3回目を公募させていただきます。

今回から西脇知事様にも審査委員にご就任いただきまして、8月の末まで公募いたします。ご関心のある方、もしよろしかったら、英語と日本語のチラシをたくさん持ってきておりますので、ご興味のある方はどうぞまた、お声かけいただければと思います。商品は書いておりませんが、とてもいい絵が、うん百万する絵が京都府知事賞になっておりますので、どうぞ、プロ、アマ問わず、写真でも俳句でも文章でも絵手紙でも、何でも結構でございます。動画以外は受け付けておりますので、どうぞご応募いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○金田座長

以上で本日の議事は終了ということなんですけれども、事務局のほうで何かほかにありますでしょうか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

いえ、特にありません。

○金田座長

じゃ、お返しいたしますので、本日はどうも大変ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

メンバーの皆様、ほんとうに年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。今年度4回の会議と、あと、現地調査を含めて5回開催いたしました。滞りなく終了することができました。

次回でございますが、まだ日程が決まっておりませんので、また日程が決まり次第、皆様方に連絡させていただきたいと思います。

それでは、第44回の府民会議、これで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〔午後 3時58分 閉会〕